

中国製造物責任の研究（四）

目次

序論

第一章　中国における製造物責任法の生成及び展開

第一節　製造物責任に関する立法の変遷及びその背景

第二節　「中華人民共和国品質量法」の特徴

第三節　中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌

第四節　中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響

第二章　中国における製造物責任の法的性質

第一節　製造物責任の法的性質の研究

第二節　製造物責任の契約責任構成

第三節　製造物責任の不法行為責任構成

第四節　製造物責任における請求権競合

洪

庚

明

第三章 製造物、欠陥及び証明責任

第一節 製造物の定義及び範囲

第二節 欠陥の定義（以上一八四号）及び判断基準

第三節 責任要件と証明責任（以上本号）

第四章 損害賠償

第一節 人身損害の賠償

第二節 財産損害の賠償

第三節 製造物責任保険及びその他の被害救済制度

第五章 製造物責任訴訟

第一節 責任主体

第二節 免責事由と抗弁

第三節 責任期間と消滅時効

第四節 製造物責任における紛争処理

結語

三 欠陥の判断基準と類型化

世界各国の製造物責任法において、欠陥とは、製品に「合理的な安全性」が欠けていることまたは、「不相当的な危険性」を有することと定義されるのが通例である。しかし、現代社会における製品の種類は多様化しており、製品欠陥の態様も製品の構造や用途又は事故の態様によつて異なるため、判例実務では、裁判官は個々の事案に応じて製品の欠陥を判断しなければならない。

様々な製品欠陥をより正確に判断するため、アメリカの判例法は欠陥の発生原因に基づいて、欠陥を製造上の欠陥、設計上の欠陥及び警告上の欠陥との三種類に分類し、それぞれについて判断基準を設けている。この分類法は「統一製造物責任モデル法」や第三次不法行為法リストメントにも採用されているが、「統一製造物責任モデル法」では明示担保の違反によつて生じる「不相当的な危険性」も欠陥とされている。⁽¹⁾欠陥の類型化によつて、より具体的な判断基準を適用することができるため、判例実務にとつて欠陥の類型化は欠かせない重要な方法である。「ECC指令」及び日本の「製造物責任法」において、このような欠陥分類規定が明確に設けられていないが、学説では、欠陥の類型化が採用されている。⁽²⁾中国においても、欠陥の類型化は法律上明文化されていないが、研究方法として立法者及び学者の間ではすでに定着している。⁽³⁾

1 製造上の欠陥

製造上の欠陥とは、製品の製造過程において、何らかの原因で完成品が設計の要求から外れ、それによつて「不相当的な危険性」が生じたことである。製造上の欠陥の発生原因には、原材料や部品の不良、異物の混入或いは組

立過程のミスなどが考えられる。製造上の欠陥について、アメリカでは標準逸脱基準が採用され、同一の設計で製造された他の同種の製品または製品の仕様に基づいて欠陥の有無を判断することができ、比較的に認定しやすい。技術が発達している先進国において、製造上の欠陥の発生確率は低く、その認定も簡単なため、あまり注目されていない。しかし、発展途上国の中では、技術が遅れている上、市場経済における品質管理制度も整備されていないため、製造上の欠陥による製品事故はかなりの比重を占めている。「民法通則」において、「品質が不合格」という表現が採用されたのもこのためである。中国の裁判実務では、製造上の欠陥は最も認定されやすく、製造上の欠陥による損害賠償請求も認められやすい。⁽⁵⁾

2 設計上の欠陥

製品の設計上のミスにより、それに基づいて製造されたすべての製品に不相当的な危険性が生じた場合、設計上の欠陥が認められる。製造物責任において、設計上の欠陥は最も典型的な欠陥の類型であり、被害の範囲も最も広い。しかし、製品の安全性と技術上の可能性及び経済上の合理性との関係は複雑であるため、設計上の欠陥の判断は最も困難である。アメリカでは、設計上の欠陥について、様々な学説が唱えられており、以下の三つの基準が広く認められている。

a 消費者期待基準

アメリカ第二次不法行為法リストメント四〇二A条のコメント-iは、「不相当的な危険性」について、「当該製品の性質について社会一般の知識を有する通常の消費者の予想を超える程度の危険」と解釈し、製品の安全性に対する消費者の合理的な期待を欠陥の判断基準としている。

消費者期待基準は一般消費者の知識又は認識に基づいて製品の「危険性」を判断する点において、消費者にとって有利である。しかし、複雑化したハイテク製品について、その性質を認識するには高度な専門知識が必要であるため、消費者期待基準の適用には限界がある。

b 危険効用基準

危険効用基準とは、製品に欠陥の有無を判断するにあたって、その製品の有用性と危険性とを比較考量し、危険性が有用性を上回る場合のみ、欠陥の存在を認める論理である。危険効用基準の具体的な運用について、アメリカのウエード教授は、製品の有用性と必要性、より安全な代替設計の可能性、被害の蓋然性と重大性、製造業者による危険除去の経済的な可能性、消費者による危険防止の可能性、危険に対する消費者の認識、製品の価額によつて損失分散の可能性との七つの考慮要素を挙げているが⁽⁶⁾、実際の判例実務では、これらの要素を中心に、さらに多くの考慮要素が取り入れられている。

危険効用基準は消費者期待基準に比べ、製品の社会的な有用性が重視されるため、新薬など新しい技術が採用されている製品の欠陥判断基準として合理性がある。しかし、危険効用基準には多くの考慮要素が含まれており、これらの要素を総合的に判断するには、高度な能力と豊富な経験を備える裁判官が必要である。

c バーカー事件基準

欠陥の判断について、合理的消費者の期待と危険効用分析の諸要素を合体させたのが、このバーカー事件基準である。製品が予想される使用方法で通常の消費者の期待する安全性を有しないことが被害者によつて立証された場合に、製品の欠陥が認められるが、消費者の期待する安全性を確定できない時に、製造者が製品の有用性がその危険性を上回ることについて立証できない場合にも、製品に設計上の欠陥があるとされる⁽⁷⁾。バーカー事件基準では、

消費者期待基準と危険効用基準はそれぞれ第一次的な基準と第二次的な基準とされる点において特徴があるが、欠陥の認定に新しい基準を提示するものではない。

欠陥の判断基準について、「EC指令」六条は「人が当然に期待する安全性が備えない」ことを欠陥の定義として定め、消費者期待基準を採用しているが、しかし、日本の「製造物責任法」における欠陥の認定について、立法関係者は「製造物の効用、有用性、被害発生の蓋然性とその程度」など危険効用基準の考慮要素を挙げている。⁽⁸⁾

中国の「產品質量法」において、「不合理的な危険性」の認定について詳しい規定が設けられていないため、学者の意見も異なっている。消費者保護を重視する学者は「消費者期待基準」を主張しているのに対し⁽⁹⁾、消費者保護と産業の発展及び技術の進歩との均衡を図るために危険効用基準を主張する意見も有力である。⁽¹⁰⁾立法関係者は「不合理的な危険性」について、「製品には社会通念上あつてはならない明白な或いは潜在的な危険が存在する」と解釈しており、アメリカ第二次不法行為法リストメントと同様に、より客観的な「社会通念」をもつて、消費者期待基準を修正している。⁽¹²⁾

筆者は粗悪製品被害の多い中国では、設計上の欠陥を判断する際に、「危険効用基準」より「消費者期待基準」を適用すべきであると考える。その理由としては以下の三つが挙げられる。

まず、消費者期待基準を採用することは消費者保護の立法趣旨に合致する。普通消費者のために製造された製品について、その設計の出発点は「一般的な消費者の認識又は期待」にあるべきである。消費者が社会一般の常識に基づいて製品を使用する際に、製品が安全であることを期待する権利は法によって保障されている。⁽¹³⁾従って、製品の使用によって被害が発生した場合、製品の設計上における「不合理的な危険性」の有無を判断するときも、消費者期待基準を採用するのが合理的である。特に中国では、粗悪製品による消費者被害が多く、このような粗悪製品

の欠陥について、社会一般の常識に基づく消費者期待基準は十分である。

次に、中国において、危険効用基準を運用することは困難である。「危険効用基準」には多くの考慮要素が含まれており、これらの要素を総合的に考量するには、訓練された裁判官が不可欠である。しかし、中国では「危険効用基準」は紹介されたものの、それに対する研究は極端に不足しており、それを実際に運用できる裁判官はほとんどない。また、「危険効用基準」を運用するには価値判断が欠かせないため、経済の発展を優先し、個人利益の保護に消極的な中国の裁判事情を考慮すれば、「危険効用基準」は「消費者期待基準」よりも企業寄りに解釈されやすいと思われる。

さらに、「消費者期待基準」を採用することによって、欠陥についての被害者の立証責任を大幅に軽減できる。「消費者期待基準」を採用すれば、消費者の製品の安全性に対する「合理的な期待」が裏切られた場合、直ちに「設計上の欠陥」を認めることができ、製品の技術鑑定を行う必要がない。製造者は「設計上の欠陥」がないことを主張する場合、その設計の合理性を証明しなければならない。

しかし、技術的に複雑な製品について、一般的な消費者はその性質をほとんど知らないため、その安全性についても「合理的に期待」することができない。特に、先進国に比べ、中国の消费者的製品に関する情報の不足は顕著であり、消費者期待基準の適用は困難とされている。しかし、消費者期待基準において、判断の基準は「具体的な消費者」の認識水準ではなく、製品に関するすべての情報を把握している「抽象的な消費者」であるため、新薬やハイテク機器など技術含有量の高い製品についても、消費者期待基準の適用は可能であると筆者は考える。また、「消費者期待基準」に「合理的な期待」という制限を加えれば、製品の有用性、損害の蓋然性及び程度、危険回避の可能性及びそのコストなど「危険効用基準」の考慮要素も「消費者期待基準」に取り入れができる。このよう

に、設計上の欠陥を実際に判断する際、製品の種類及び欠陥の形態によって、消費者期待基準を中心に、危険効用基準の考慮要素及び国の強制基準を彈力的に運用することが重要である。

3 指示・警告上の欠陥

製品の性質上除去できない危険性または製品の誤使用によって生じうる危険性について、製造者または販売者が適当な方法で消費者に指示又は警告をしなかつたため、消費者に損害が生じた場合、製品に「指示・警告上の欠陥」があると認められる。中国の「産品質量法」及び「消費者保護法」において、製品の危険性に対する製造者らの指示・警告義務が明確に設けられており⁽¹⁴⁾、立法関係者及び学者も指示・警告の不足によつて発生する危険性を欠陥の一種と認めている。⁽¹⁵⁾しかし、「指示・警告上の欠陥」の具体的な判断基準は明らかにされていない。

指示・警告上の欠陥について、アメリカ「統一製造物責任モデル法」は製造者の危険に対する認識能力、消費者による危険発見の可能性、適当な指示・警告を発する可能性、指示・警告の明白性及び適当性を考慮要素として挙げている。⁽¹⁶⁾筆者は、指示・警告上の欠陥の判断基準を、製品に固有する危険の合理性、指示・警告の必要性及び指示・警告方式の適切性という三つの要素にまとめ、これらの要素について具体的な検討を試みたい。

a 製品に固有する危険の合理性

指示・警告上の欠陥の存在前提として、製造物の危険性はその製造物の「性質上固有」するもので、かつ「合理的な危険」でなければならない。「性質上固有」する危険性とは、製品の使用過程を通じて、製品の効用を実現するためには不可避的な危険性をいう。「合理的な危険」とは、社会的な有用性が認められる製造物について、製造時の技術水準ではその危険性を除去することができず、または除去には莫大な費用が必要のため経済的には不可能な

危険性を意味する。「性質上固有」する「合理的な危険」を有する製造物として、ダイナマイトや副作用を伴う薬品などが挙げられる。これらの製造物の危険性について、製造者は適切な指示または警告をすれば、被害の発生を防止することができるため、製造物の欠陥は認められない。

指示・警告上の欠陥と設計上の欠陥とは密接に関係している。より安全な代替設計が可能な場合または、危険でかつ有用性の低い製品については、製造者が警告を行っても責任を免れない。製品の危険性は「性質上固有」するかつ「合理的な」危険であるかどうかを判断するにあたって、製品の社会的な有用性と危険の重大さ、危険発生の蓋然性、より安全な代替設計の技術上の可能性及び経済的合理性など多くの要素を総合的に考慮しなければならない。この点に関しては「危険効用基準」を適用すべきであると筆者は考える。

b 指示・警告の必要性

製造物の固有する危険性について、一般的消費者が知らない場合、製造者に指示・警告する義務があるが、製造物の危険性が明白である場合は、製造者は特別な指示・警告をする必要がない。また、すべての消費者は製品を「正常な方法」で使用するとは限らず、ある程度の「誤使用」も予想できるため、製造者は製品の正常な使用における危険性についてのみならず、予見可能な誤使用による危険性についても警告するべきである。消費者が認識しにくい危険性について、製造者が十分な指示または警告を怠った場合に、指示・警告上の欠陥が認められる。

指示・警告の必要性について、一般的な消費者が製品の使用方法及び危険性に対する認識能力に基づいて判断するものが合理的であるため、消費者期待基準を適用するべきであると筆者は考える。

c 指示・警告方式の適切性

製品に固有する危険の「合理性」や指示・警告の必要性が認められた場合に、製造者は製品の危険性又は危険回

避の方法について、製品の説明書や包装などで一般の消費者に分かりやすく知らせなければならない。製造者が適切な警告又は指示を行わなかつたために、消費者は製品の危険性を正確に認識できず、または危険を回避できなかつた場合、指示・警告上の欠陥も認められる。製造者の指示・警告が適切であるかどうかを判断するには、消費者の指示・警告に対する認識能力が唯一の尺度であるため、この種の指示・警告上の欠陥について、消費者期待基準に基づいて判断するべきであろう。

指示・警告上の欠陥を認定する際に、最も注意しなければならないのは製造者による指示・警告の濫用である。適切な指示・警告による製造者の免責は、「性質上固有する合理的な危険」についてのみ認めるべきである。製造者がコストをおさえるためにより安全な設計を採用せずに、指示・警告を濫用することは許されることは許されない。

中国では、警告による免責が濫用される典型事例として、ガス給湯器による被害事件がある。中国消費者協会の報告によると、中国ではガス給湯器の使用による死亡事故は毎年五〇件ほど発生しているにもかかわらず、製造者の賠償責任を認めた判決は見られない。被害を起こした給湯器のほとんどは「浴室内の取り付け禁止」及び「使用中に換気が必要」など製造者の「指示・警告」が表示されていたため、事故の原因は被害者の誤用とされてきたのである。しかし、本来台所用の小型ガス給湯器は、中国では家庭内のシャワー用給湯器として販売されており、中国の狭い住宅事情を考慮すれば、強制換気装置と不完全燃焼防止装置のない給湯器は浴室以外の部屋に取り付けたとしても、シャワーという長時間の使用によって、室内に排出される排気ガス又は酸素の不足による事故の危険性が非常に高いと考えられる。したがつて、シャワー用給湯器に強制換気装置や不完全燃焼防止装置などより安全な技術を採用しないことは「設計上の欠陥」であるというべきであり、製造者の「指示・警告」による免責を認めるべきではない。中国では、一九九八年以前のガス給湯器に関する国家規準では、不完全燃焼防止装置の取り付けが

義務化されなかつたため、国の強制規準を欠陥の判断基準とする従来の判例学説もこうした明らかな警告の濫用を容認し続けてきたのである。

4 明示担保上の欠陥

アメリカ「統一製造物責任モデル法」は担保責任と厳格責任との一体化を図るために、従来の製造上の欠陥、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥のほかに、販売者の明示担保違反による「不相当的な危険性」を欠陥の一種として追加した。^[18] 厳格責任における明示担保の運用はアメリカ製造物責任の独自な法理で、このような規定は「E.C. 指令」や日本の「製造物責任法」には見られない。

中国では、製品の性能及び効用に関する虚偽または誇張の表示が氾濫しており、食品や健康食品及び医薬品に関して問題は特に深刻である。製品広告や説明書において、事実無根の薬用効果やねつ造されたデータは消費者を混乱させ、公平な競争秩序を乱している。このような詐欺商法を取り締まるために、「産品質量法」を始め、「消費者保護法」や「広告法」及び「不正競争防止法」などの法律は、製品の表示及び製品広告の内容が真実であることを製造者及び販売者の義務として定め、違反者に対して厳しい行政処罰を設けている。^[19] また、「消費者保護法」は「事業者は広告、製品説明、実物サンプル或いはその他の方式をもって、商品又はサービスの品質状況を表明した場合、その提供する商品又はサービスの品質が表示される品質と一致することを保証しなければならない」と定め、事業者の明示の担保責任を設けており、^[20] 「産品質量法」にも類似する規定がある。^[21] 事業者がこの明示の担保に違反した場合、商品の修理、交換、返品及び損害賠償の責任が負わされ、事業者に「詐欺的な行為」がある場合には、さらには商品代金又はサービス料金に相当する「懲罰的な賠償金」も追加される。^[22] しかし、明示担保の違反による人身被

害などの拡大損害について、「產品質量法」又は「消費者保護法」には明確な規定が設けられておらず、「懲罰的な賠償金」の賠償対象範囲も偽ブランド品など事業者の詐欺行為による「信頼利益」の損害に限られ、人身損害及び拡大財産損害は含まれていない。

中国では、瑕疵担保責任の範囲を人身損害及び拡大財産損害に拡大する意見はあるが²⁴⁾、瑕疵担保責任は契約責任と看做されるため、契約関係のない製造者に対する被害者の直接請求権の法的根拠を見つけることは困難である。筆者は製品の品質が事業者の明示担保に合致しないために、人身又は財産損害が生じた場合、事業者の明示担保の違反を製品の「欠陥」と看做すべきであると考える。瑕疵担保責任が未発達で、被害者の直接訴権が認められない中国では、製造者の「明示担保の違反」を製品の「欠陥」と認定すれば、不実表示による消費者被害についても、製造者の厳格責任を適用することができ、消費者保護にとって大きな意義がある。「明示担保上の欠陥」については、製品の用途及び性能に対する製造者又は販売者の説明や表示の内容に基づいて判断するべきであり、「明示担保」の内容については、一般消費者の理解に基づいて解釈するべきである。

中国では、ある企業が、防火塗料の耐火性に関する誇張な表示を信用し、その塗料を燃えやすい物資の倉庫に使用したため、実際に火事が起きたとき、その防火塗料には表示されるほどの性能がなかつたため、火事による損害が拡大したとして、防火塗料の製造者に損害賠償を請求した事例がある²⁵⁾。この事件は被告の契約不履行として処理されたが、直接的な契約関係のない消費者が被害を受けた場合、問題の防火塗料は同種類製品の通常の性能を有しており、国の行政基準にも合致するため、「明示担保上の欠陥」を認めることは消費者を保護する唯一な方法であろう。

四 欠陥と過失

現代製造物責任法において、厳格責任は伝統的な過失責任にとつて代わった結果、製造者らの賠償責任の前提も製造者の主観的な「過失」から、製品の客観的な「欠陥」に変わった。しかし、各国の製造物責任法及び実務では、「欠陥」の判断に用いられる消費者期待基準や危険効用基準などのいずれにおいても、製品の客観的な状態のほかに、製品が予期される使用形態、損害の発生に対する製造者の予見可能性及び損害防止可能性などの考慮要素も含まれている。「欠陥」はもっぱら製造物の客観的な物理性状ではなく、主観的な「過失」概念との間に何らかの関係があるのは明らかである。

「欠陥」と「過失」との関連性は各国の判例及び学説によって認められている。アメリカで設計上の「欠陥」を判断する際によく用いられる「危険効用分析」の手法は、もともと過失責任において、加害者の注意義務違反を判断するために勘案された理論である。^[26] 損害の可能性、損害の深刻さ及び犠牲にされる利益の価値を考慮要素とするこのフォーミュラは、ウエード教授によつて提示された欠陥判断のフォーミュラに共通する点が多く、「過失」と「欠陥」との類似性を物語つてゐる。また、アメリカの製造物責任法において、加害者の主観的な悪意を前提とする懲罰的な損害賠償も認められているため、厳格責任と過失責任との区別は非常にあいまいである。さらに、製品が製造された当時の科学技術において、製造者は製品の欠陥を発見することが不可能と証明すれば、賠償責任を免れるいわゆる「技術水準の抗弁」も一部の判例で認められている。^[27] 加害者の無過失を示すこの「技術水準の抗弁」を認めたことは、加害者の主観的な有責性を責任の前提とする過失責任と極めて類似しており、厳格責任と明らかに矛盾している。

「EC指令」の起草過程において、開発危険の抗弁を巡る意見の対立があつた。一九七六年の「指令案」及び一九七九年の「修正案」では、開発危険の抗弁が排除され、製造物責任の無過失化は徹底された⁽³²⁾が、アメリカではこうした開発危険について、製造者が免責されているため、「EC指令」は最終的に開発危険の抗弁をオプション条項として設け、妥協を図った。現在EU諸国之内、国内立法で開発危険の抗弁を否定したのはルクセンブルクだけである。製造物責任において、こうした開発危険の抗弁が認められたことについて、「厳格責任は：予見可能性についての举証責任が製造者に課せられる点を除けば、結果的には過失責任と変わりがない」との指摘がなされている⁽³³⁾。

日本の製造物責任法は「欠陥」について、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して」判断すると定めている。具体的な考慮要素として、「製造物の効用・有用性（危険との比較考量）、被害発生の蓋然性とその程度、製造物の消費者による損害発生防止の可能性、合理的なコストによる代替設計の可能性」などが挙げられ⁽³⁴⁾、製造業者及び消費者の「主観的な過失」も含まれることは明らかである。

日本の製造物責任法が成立する前の判例実務では、製造者に高度な注意義務が要求され、実質上「過失責任の衣まとつた無過失責任」が適用されていた⁽³⁵⁾。過失の客觀説では、過失の認定に「費用便宜分析」が用いられ、結果回避義務の有無について、損害発生の程度及び蓋然性の大きさ、被害利益の重大さ、被害回避のコストなどの諸要素の比較説が主張され⁽³⁶⁾、これは欠陥判断における「危険効用基準」と極めて類似している。森島教授は過失と欠陥との違いはその判断の基準時にあると指摘した上、欠陥判定の基準時を製造時ないし流通時に定める製造物責任法について、「製造物責任を無過失責任と構成した意味があまりなくなってしまう」と指摘している。製造物責任法において、責任要件が「過失」から「欠陥」に変わった意義について、「製品の客觀的な状態に義務違反が客觀化さ

れたものにすぎない」との指摘もあり、「製品」とその（注意義務の）程度が異なり、法的な安定性に欠ける過失判断の高度化は欠陥責任によって、すべての製品に適用され、法的安定性が高まつたと評価されるにすぎない。⁽³⁶⁾ このように、日本の製造物責任法において、技術水準の抗弁を容認する厳格責任は、過失の客觀化との違いが非常にあいまいであり、欠陥と過失との判断基準はかなり接近している。

中国民法においては、旧ソ連民法理論の影響を受けて、過失を「当事者の主觀的な心理状態」と定義する「主觀説」が通説であるが、その判断基準として注意義務の違反も考慮要素に含まれている。⁽³⁷⁾ これに対し、過失を「注意義務の違反」と定義する「客觀説」が近年有力説になっている。⁽³⁸⁾ 過失の判断基準について、主觀的な心理要素と客觀的な注意義務違反との両方が含まれ、注意義務の内容及び程度も行為者の教育水準、専門知識及び法律上または社会通念上の義務によつて決められる。⁽³⁹⁾ こうした過失の客觀化によつて、製造物責任法における厳格責任と過失責任との接近は中国においても現れている。

中国では、製造物責任を最初に定めた「民法通則」は責任の要件として、「製品品質の不合格」を設けたため、その性質について、無過失責任説、過失推定説及び中間責任説が乱立していた。⁽⁴⁰⁾ 「品質法」は「製品に欠陥が存在すること」を責任の要件として明確に定め、無過失責任を確立させたが、過失責任の懲罰及び損害予防機能を重視する一部の学者は、品質法における「欠陥」を「過失推定」の要件と解釈し、依然として過失責任を堅持している。⁽⁴¹⁾ その理由として、過失責任の制裁・予防機能の重要性や無過失責任の産業に対する不利な影響のほかに、「開発危険の抗弁」が認められていること及び過失の客觀化による欠陥と過失との接近も挙げられている。⁽⁴²⁾ 判例実務においても、厳格責任に対する認識の不足が原因で、「欠陥」を責任の独立な要件としてではなく、「過失」推定の前提とする考え方が根強く、欠陥と過失とは必ずしも明確に区別されていない。

私見では、現代製造物責任法における厳格責任の意義は欠陥製品事故の被害者の立証責任を軽減させるほかに、工業化生産過程で回避できない欠陥製品被害の損失を合理的に負担させることにある。後者は過失責任との根本的な違いである。厳格責任において、当事者の主観的な過失も幾つかの場合に考慮されるが、それは過失責任における「過失」の意味と大きく異なる。

まず、設計上の欠陥の判断基準としてよく使われる「危険効用基準」には、製造者による危険回避の可能性や消費者の危険に対する認識及び防止可能性など、当事者の注意義務違反も考慮要素とされているが、それは複数の考慮要素の一つに過ぎず、責任の根拠を加害者の主観的な帰責性に求める過失責任とは根本的に異なる。⁽⁴⁶⁾

次に、厳格責任において、製品の誤使用など被害者側の過失も考慮する「比較過失」理論があるが、これは加害者の「過失」と被害者の「過失」とを「比較」するのではなく、被害者の過失により製造者の賠償責任を減額する「過失相殺」の問題であり、部分的因果関係の論理によつて説明するべきである。⁽⁴⁷⁾

また、厳格責任において開発危険の抗弁が認められたことについて、厳格責任は主観的な過失概念を客観的な欠陥概念に置き換えただけで、その中身は過失責任と変わらないという批判があるが、筆者は開発危険の抗弁を厳格責任の例外として扱うべきであると考える。開発危険について、製造者の賠償責任が免除された理由は、社会に有用な技術の開発を促進するためであつて、製造者の主観上の無過失とは偶然に一致しただけである。したがつて、開発危険の抗弁の適用範囲をすべての新製品に広げる必要はなく、「将来の世代の健康の保護を目的」とする製造物または、「生活の発展にとって重要である」製造物に限る意見に筆者は賛成する。⁽⁴⁸⁾

欠陥と過失との判断基準において類似するところがあることは否定できないが、製造物責任では、厳格責任と過失責任との結果は大きく異なることも事実である。筆者は、中国の製造物責任法の目的を達成させるために、「欠

陥」と「過失」との二つの概念を厳格に区別し、厳格責任の構成を堅持しなければならないと考える。

まず、製造物責任において、厳格責任が過失責任を取つて代ることは世界各国の立法潮流であり、自由な経済活動を保護する従来の立法方針が消費者保護を優先する方向へ転換した結果である。中国の消費者被害の現状を考えれば、消費者保護を目的とする厳格責任の採用は欠陥製品の被害者の救済にとって大きな意義がある。

次に、厳格責任において、原告の証明責任が大幅に軽減されたため、被害者の救済は比較的に容易である。過失責任の場合、過失の推定を認めて、製造者の無過失による免責が残るため、被害者にとって不利である。また、製造者の注意義務を「世界最高の技術水準」まで引き上げれば、過失責任も厳格責任に限りなく近づくことができるが、そこまで注意義務の水準を上げれば「過失責任」の意義がなくなるため、厳格責任を認める方が合理的である。

最後に、中国では過失責任を採用すれば、製造者の注意義務は行政規準に限定されやすく、行政規準に合致する製品について、製造者の責任を追及できない。しかし、「欠陥」を責任の前提とする厳格責任では、製品が行政規準に合致しても、「不相当的な危険性」が認められれば製造者は賠償責任を負わなければならず、消費者にとって有利である。

第三節 責任要件と証明責任

現代製造物責任法において、製造者らが厳格責任を負担する要件は、製品に欠陥が存在すること、人身または欠陥製品以外の財産に損害が生じたことおよび、欠陥と損害との間に因果関係が存在することの三つである。一般不

法行為責任では、責任要件について、権利侵害を主張する原告が証明責任を負担するのが原則であり、製造物責任についても同じ証明法理が適用される。しかし、製造物責任において、薬品やハイテック機器など複雑な製造物の設計上の欠陥について、一般的な消費者がその存在を証明することは極めて困難であるため、製造物責任法の消費者保護機能を実現するには、欠陥及び因果関係の証明責任について、特別な検討が必要である。

一 欠陥の証明責任

1 諸外国における欠陥の証明責任

製造物責任において、被害者は製造者の主觀的な過失の証明という重い立証負担から解放されたが、製造物の欠陥についてなお証明しなければならない。アメリカ第二次不法行為法リストメントでは、「製品が売主の手元に離れた時点で欠陥状態にあつたとの証明責任は原告の被害者にある」と明記されており⁽⁴⁹⁾、「E.C指令」四条も「損害、欠陥及び欠陥と損害との間の因果関係」の立証責任を被害者に負わせている。

製造物責任において、被害者の立証責任は製造者の主觀的な過失から製品の客觀的な欠陥へと軽減されたとは言え、高度に複雑化した現代製品の欠陥を証明することは普通の消費者にとって決して容易ではない。特に、欠陥が製品が流通過程に置かれた時からすでに存在していたことの証明は被害者にとってほとんど不可能に近い。被害者の立証責任を軽減するために、アメリカの判例実務では事実推定則による欠陥の推定が行われており、原告は、発生した損害が通常製品の欠陥による損害と同じ種類の損害であること、事故がもっぱら製品の販売または供給の時点で存在していた欠陥以外の原因で生じるものではないことを証明すれば、特定の欠陥を証明しなくとも、製品に

何らかの欠陥が存在し、その欠陥によつて損害が発生したと推定される。⁽⁵⁰⁾ また、行政的強制基準に合致しない製品も欠陥製品と推定できる。

「EC指令」では、被害者の立証責任を軽減する規定が見られない。指令の七条のbは、製造者が「製品が流通に置かれた時点で損害を引き起こした欠陥が存在しなかつたこと、またはその欠陥がその後に発生した蓋然性が高いこと」を立証すれば、賠償責任を免除できると定めている。この規定を欠陥の発生時期についての立証責任の転換であると解釈する說もあるが⁽⁵¹⁾、加賀山茂教授は大陸法国の訴訟法原則によつてこの規定を解釈し、欠陥の証明責任が製造者に転換することにはならないと指摘し、証明責任の転換規定の必要性を強調した。⁽⁵²⁾

日本の製造物責任法の立法過程において、欠陥の推定規定を設けた立法提案が多数を占めたが、「製造物責任法」では欠陥の推定規定は採用されなかつた。その理由について立法関係者は不法行為法における立証体系の整合性や推定規定の前提事実の不明確性などを挙げており、判例実務における経験則や間接反証及び情報開示制度の運用による被害者の立証責任の軽減を主張している。

2 中国における欠陥の証明責任

中国の品質量法草案は「EC指令」四条の規定を踏襲して、「被害者は欠陥、損害及び欠陥と損害との間の因果関係について立証責任を負担しなければならない」と定めていたが、最終の審議段階でこの規定は削除された。削除の理由について、立法委員は「一般的な消費者には複雑な製品の欠陥を特定することができず、消費者に欠陥の立証を求めるのは酷である」と説明している。立法関係者は「厳格責任において、製品の欠陥は事実上の推定則に基づいて推定できる」と説明し、判例実務における欠陥推定を主張している。

欠陥の立証責任について、中国の学者の意見は分かれている。多くの学者は民事訴訟の一般規則に基づいて、欠陥の証明責任が被害者にあると主張しているのに対し⁽⁵⁸⁾、被害者は損害の発生及びその損害と製品の使用との間の関連性を証明すれば、経験則によつて欠陥を推定できるという大胆な意見もある。⁽⁵⁹⁾

長い間、中国の民事訴訟における裁判所の職権主義が強かつたため、当事者の立証責任はあまり重視されていなかつた。製造物責任訴訟において、被害者は通常、製品の使用によつて損害を受けたこと、その製品は被告が製造及び販売したものであること及び、製品が正常に使用されたことを証明すれば、証明責任を果たしたとされる。欠陥の有無について、裁判所は職権に基づいて、専門家に技術鑑定を依頼し、その結論に基づいて判断するのが一般的であり、被害者に立証責任を求めるのも、製造者に立証責任を転換することもない。例えば、オイル暖房具が使用中に爆発して、消費者一家三人がやけどした事件や、骨の固定手術を受けた患者が、固定の金具が折れたため再手術を余儀なくされた事件などにおいて、裁判所は専門機関に技術鑑定を依頼し、鑑定の結果に基づいて欠陥を認めた。⁽⁶⁰⁾

中国では、裁判所の積極的な欠陥認定によつて、被害者の立証責任は大幅に軽減されたが、一部の裁判所は専門家の意見に頼りすぎて、製品の欠陥について独自の判断を放棄する傾向もある。そのため、高額な鑑定費用が当事者にとって大きな負担になつていて、レストランでの食事中にカセットコンロが爆発し、被害者がやけどした事件で、事故の態様から製品に何らかの欠陥があることは明らかであるにもかかわらず、裁判所はカセットコンロとガス缶の鑑定を依頼したため、五万元の鑑定費用がかかつた。⁽⁶¹⁾ この鑑定費用は人身傷害事件の平均賠償額よりも遥かに高い。製品の鑑定を行う必要のないこのような事件では、高額の鑑定費用を当事者に負担させることは合理性に欠ける。

このような事件では、欠陥の推定を認めれば、裁判官は製品の性質や事故発生状況など表面的な証拠から、経験則に基づいて欠陥の存在を推定でき、損害の発生は被害者の誤使用またはその他の原因によるものであることを製造者が立証できなければ、製造者は損害賠償責任を免れない。現実には、一部の裁判所はすでにこのような事実上の推定を裁判に運用している。原告がビール瓶を手に持っているときに瓶が爆発し、その破片が原告の左目を失明させた事件において、裁判所は証人証言から事故当時の被害者の誤使用を排除した後、ビール瓶が爆発した原因を追究せず、社会一般の常識に基づいて瓶の欠陥を推定し、損害賠償を認めた。^[63]この判例は欠陥の認定について事實上の推定則を導入した成功例として注目に値する。

3 私見

製造物責任訴訟における被害者の立証困難を解消するために、裁判所による事実推定則など訴訟上の証明法理の運用も一つの方法であるが、中国の場合、各地方の裁判官の素質は統一しておらず、訴訟上の証明法理に対する研究も不十分のため、事実推定則による「欠陥の推定」はうまく機能しない可能性がある。成文法を重視する中国において、法律条文上に「欠陥の推定規定」を設けることは欠陥製品の被害者救済にとつて重要であると筆者は考え る。

筆者はアメリカ第三次不法行為法リストメントの規定及び日本の立法提案における欠陥の推定規定を参考に、以下のような欠陥推定規定を提言する。すなわち、被害者は製造物が通常の方法で適正に使用されたときに損害が生じたこと及び、その損害は通常生じ得る性質なものではなく、製品の欠陥による損害と同種類なものであることを証明した場合、その製品に欠陥が存在すると推定される。

このような推定規定を採用すれば、一般的な欠陥製品事故における被害者の立証責任が軽減されるだけではなく、欠陥製品が滅失したなど欠陥の証明が不可能の場合でも、被害者の救済が可能になる。一方、製造者が製品欠陥の不存在について立証した場合、欠陥の推定が覆されるため、製造者にとつても不合理な負担にはならない。製造者は被害者に比べ、製品欠陥の有無及び損害事故の原因について、最も証明しやすい立場にあるため、欠陥の推定規定によつて、当事者の証明責任が合理的に配分される。また、欠陥の推定規定によつて、欠陥の証明責任が製造者に転換されるため、製造者が製品に関する情報を積極的に開示しなければならず、裁判所による欠陥の判断も容易になる。これによつて、中国の製造物責任訴訟における技術鑑定の濫用を防止することができ、訴訟の迅速化及び訴訟コストの減少につながる。さらに、欠陥の推定規定によつて、製造者の積極的な協力を得られれば、事故原因の早期解明及び再発防止にとつても重要な意義がある。

欠陥証明のもう一つ大きな問題点は、欠陥の発生時期についての証明である。設計上の欠陥は設計の段階で生じたもので、問題はないが、製造上の欠陥は製造過程だけではなく、流通過程や消費過程においても生じうるため、被害者は製品の欠陥が流通過程に置かれた時にすでに存在していたことを証明するのは極めて困難である。そのため、日本の立法提案の多くは欠陥の推定と同時に、欠陥の存在時期についても推定規定を設けている。⁽⁴⁴⁾中国の「品質量法」二九条は「E.C指令」七条の規定に倣つて、「製品が流通過程に置かれた時点において、被害を起こした欠陥がまだ存在していなかつた」ことを製造者の免責事由と定めているが、実務ではこの規定は欠陥の発生時期に関する推定規定と解釈されている。しかし、加賀山教授が指摘したように、この規定は製品の流通過程における第三者による欠陥について製造者の免責を認めるもので、欠陥の発生時期に関する規定にはならない。欠陥製品の被害者の立証責任を軽減するために、欠陥の発生時期を製品が流通過程に投入さ

れる前であると明確に定める必要があると筆者は考える。推定規定の前提条件として、被害者は製品を正常な方法で使用していたこと及び、事故は一定の合理的な期間内に発生したことを証明することが必要である。被害者自身の改造や第三者行為などによる欠陥について、製品の構造や性能に詳しい製造者が最も証明しやすいため、欠陥の発生時期を製品が流通に置かれた時点に推定しても、製造者の不公平な負担にはならない。製造者にも発生時期のわからない欠陥について、製造者にその損害を負担させることは産業危険を分散させるという製造物責任法の目的にも合致する。

中国では当事者の立証責任を強化する民事訴訟の改革がすでに始まっている。一九九八年六月に最高人民法院が公布した「民事、經濟（商事）裁判の審理方式改革問題に関する若干の規定」の中に、当事者の立証責任の明確化が定められており、裁判所による証拠収集の範囲は制限され、その条件も明確に設けられている。近い将来には、現在の行き過ぎた裁判所の職権主義が弱まり、当事者の立証責任が強化されることが予想される。製造物責任における欠陥の証明について、「产品质量法」には明白な推定規定がないため、民事訴訟法上の証明法理に従って、原告である被害者は立証責任を負わなければならない。そのため、立法改正によって、欠陥の推定規定を明確に定めることは製造物責任法における消費者保護の立法精神の実現にとって必要不可欠である。

二 因果関係の証明責任

1 諸外国における因果関係の証明責任

製造物責任において、製品の欠陥と損害との間の因果関係は責任の成立、損害賠償の範囲及び多数責任主体の関

係において重要な意義がある。因果関係の証明を原告が負担するのは各国の製造物責任法の通例である。アメリカ「統一製造物責任モデル法」は、「原告は優勢的な証拠をもつて、損害の近因は製品の欠陥であることを証明した場合、製品の製造者が賠償責任を負う」と定めており⁽⁶⁵⁾、「E.C指令」四条も因果関係の証明責任を原告に課している。日本の「製造物責任法」には因果関係について明確な規定がないものの、一般不法行為法の証明原理が適用されるため、被害者が立証責任を負担することになる。

製造物責任において、被害者にとって、製品の欠陥を特定することさえ困難な場合が多く、欠陥と損害との間の因果関係を証明することは容易ではない。被害者の立証責任を軽減するために、日本の「製造物責任法要綱試案」をはじめ、多くの立法提案は因果関係についての推定規定を設けたが⁽⁶⁶⁾、「製造物責任法」では、因果関係の推定規定は採用されなかつた。その理由について、立法関係者は「(因果関係を)一律に推定することは、推定規定を採用しない場合よりも不合理である可能性が高いこと」、「推定規定を採用しなくとも、間接証明、経験則の活用、一応の推定…によって個々の事案の実情に応じた被害者の立証負担の軽減が図れる」こと及び、「諸外国の製造物責任法においても因果関係の推定規定が設けられていない」ことを挙げている⁽⁶⁷⁾。

しかし、コモン・ロー国やアメリカでは、原告は損害の原因は製品の欠陥である蓋然性がそうでないことの蓋然性より大きいことを立証すれば、証拠の優越の原則に基づいて事実的因果関係が認められるため、被害者にとって、因果関係の証明は大きな負担ではない。これに対し、大陸法國のE.C諸国及び日本では、証明の程度は疑いの余地が認められないほどの「高度な蓋然性」が要求されるため、被害者にとって、因果関係の証明は大きな負担となる。そのため、因果関係について法律上の推定規定を設けることは消費者保護にとって必要であると考えられる。

2 中国における因果関係の証明責任

中国民法の不法行為責任における因果関係について、原因事実は損害の発生との間に「内在的・本質的且つ必然的な」関連性が要求されるいわゆる「必然的因果関係」説が通説である。⁽⁶³⁾ 必然的因果関係の認定には刑法の因果関係理論が適用され、原因事実の存在は損害の発生にとって、必要条件だけではなく、十分な条件でなければならぬ。因果関係の認定は「あればなし」という *but for* の法則よりさらに厳格である。

中国の必然的因果関係理論は、日本の事実的な因果関係と異なっている。日本の通説は不法行為の成立要件としての事実的因果関係と損害賠償の範囲を確定する際の相当因果関係と区別しているのに対し、中国ではこのような区別は存在しない。必然的因果関係理論は原因と結果との間の蓋然性ではなく、必然性を要求するため、その證明は事実上不可能であると批判されている。⁽⁶⁴⁾ 近年、因果関係を巡って、多くの研究が行われ、その中に必然的因果関係を堅持しながら、相当因果関係や疫学的因果関係を取り入れる説や、必然性の代わりに蓋然性を主張する相当因果関係説⁽⁶⁵⁾ 因果関係を不法行為の成立に関する事実的因果関係と損害の範囲を確定する際の相当因果関係に両分する説⁽⁶⁶⁾ などが注目に値する。しかし、日本において、損害賠償の範囲を合理的に制限するために提唱された相当因果関係説は、中国では事実的因果関係の下で極端に制限されていた損害賠償の範囲を拡大するために主張されており、両国の「相当因果関係」は大きく異なっている。

中国「品質量法」の立法草案において、被害者が欠陥及び因果関係について立証責任を負担する規定は立法委員の反対で削除されたことは前にも述べた。その理由について、立法委員は被害者の立証責任を軽減するためと説明しており、一般不法行為責任における原告証明の証明法理を適用しないことを明らかにした。しかし、立法関係者は欠陥について推定の適用を主張しているが、因果関係の証明問題を触れていない。⁽⁶⁷⁾ 因果関係の証明責任につい

て、中国の学者の意見は三つに分かれている。一部の学者は製造物責任の特異性を強調し、被害者による因果関係の証明を否定している。⁽⁷⁴⁾この意見によると、被害者は欠陥製品の使用によって被害を受けた事実について立証すれば証明責任が果たされ、製造者は法定の免責事由が存在することを証明できない限り常に損害賠償責任を負わなければならない。これに対しても、多くの民法学者は因果関係証明の必要性を認めながら、被害者の立証責任を軽減するためには、因果関係の推定によって、その証明責任を製造者に転換するべきであると主張している。⁽⁷⁵⁾その意見によれば、製品事故において被害者は製品に欠陥が存在すること及びその製品の使用によって事実上被害が発生したことを証明すれば、被害と欠陥との間の因果関係は一応推定され、製造者は因果関係の不存在について反証できない限り、この推定を覆すことができない。また、第三の意見はコモン・ロー「証拠の優越」という証明原理の影響を受けて、製造物責任における因果関係の証明程度を下げ、被害者は製品の欠陥が被害の唯一の原因であり、被害がその欠陥の必然的な結果とまで証明しなくとも、欠陥は被害の実質的な原因であることを証明すれば足りると主張している。⁽⁷⁶⁾

これらの意見は被害者の証明責任を軽減する点において一致している。しかし、第一の意見は因果関係を安易に認め、製造者による因果関係不存在の反証も考慮しない点で、製造者にとって不公平である。第二の意見は一応の推定による因果関係の存在を認め、その不存在についての証明責任を製造者に転換する論理構成によつて、原告と被告との間で証明責任を合理的に配分することが評価できる。しかし、因果関係を推定する条件について明らかにしていないのはその欠点である。第三の意見は中国の「必然的因果関係」の不合理性を意識して、証明の程度を下げる点において評価できるが、これまで厳格な「必然的因果関係」の証明が必要とされた中国において、いきなりコモン・ローの「証拠の優越原則」を採用することは現実には難しいと言わざるを得ない。

中国の製造物責任訴訟实务において、被害者の証明困難は主に製品の欠陥に関するもので、欠陥さえ証明できれば、因果関係の存在は事故の態様から推定される場合が多い。被害者は製品の使用によって、被害を受けたことを証明すれば、被害についてほかの原因が存在する可能性をすべて排除しなくとも、製造者側がほかの原因を立証できない限り、因果関係の存在は事実上推定されている。例えば、豚養殖場において被告が製造した豚の飼料を購入し、豚に与えたところ、すべての豚が病氣にかかり、後に死亡した事件で、その飼料に高濃度のフッ素が検出されたが、製造者は同じ飼料を使用するほかの養殖場の豚が中毒していないことを理由に、因果関係の不存在を主張した。裁判所は飼料の使用と豚の死亡との時間上の関連性（最初の豚が死亡したのは飼料の使用から二週間）から、因果関係を推定し、製造者の抗弁を「因果関係の存在を否定するには至っていない」として認めなかつた。⁷⁸⁾ また、事故の蓋然性に基づいて因果関係を推定した判例も存在する。スプレー缶の殺虫剤を販売する商店が爆発炎上した事件で、殺虫剤の缶に欠陥が存在し、一定の温度を超えると缶体が破裂することは証明されたが、火元の特定ができなかつた。事故の原因について、消防署は日射に暖められた殺虫剤の缶が破裂した際に鉄のドアに接触したため火花が生じたと推測しているが、正式な結論を出さなかつた。裁判所はこの推測に基づいて、缶の欠陥と火災との間の因果関係を認めた。この二つの事例で見られたように、製造物責任訴訟において、因果関係の証明は経験則や事実上の推定によって行われる場合が多く、裁判所は「必然的な因果関係」という高度な証明責任を原告に求めるることはほとんどない。

3 私見

製造物責任における因果関係の証明について、被害者に証明責任を求める各国の法規定と、一定の条件の下で因

因果関係の推定を認める学説とは対立しているように見えるが、両者の実際の効果は大きな違いがないと筆者は考える。日本のように立法では被害者が因果関係の証明責任を負担する国においても、判例実務では、経験則や事実推定則が広く適用されており⁽⁷⁹⁾、疫学的な因果関係なども認められているため、被害者の立証責任は大幅に軽減されている。一方、因果関係の推定を主張する意見も、推定の前提として一定の条件を設けており、無条件に因果関係の存在を認めるわけではない。因果関係推定の前提条件として、欠陥の存在及びその欠陥によって通常生じ得る損害と同様な損害の発生が必要とされているが、このような条件が揃った場合、裁判実務において経験側や事実推定則によつて、因果関係を認めることもできる。

しかし、アメリカや日本などの国と違つて、中国の製造物責任法では、立法によつて因果関係の推定規定を明確に設ける必要があると筆者は考える。その理由として主に以下の二つが考えられる。まず、中国では、裁判所の職権主義によつて、原告の証明責任が強調されていなかつたが、民事訴訟における当事者立証責任の強化を中心とする訴訟改革が始まっている現在では、欠陥製品事故の被害者の証明困難を予防するために、因果関係の推定規定を定める必要がある。次に、中国では事実上の推定則に関する研究が不足のため、製造物責任訴訟において、因果関係の存在を推定できる条件は明らかにされていない。そのため、因果関係の認定を巡つて、消費者が製品の使用によつて損害が生じたことを証明すれば、直ちに欠陥及び因果関係を推定する主張と⁽⁸⁰⁾、欠陥または因果関係の存在は明らかな場合においても、技術鑑定にこだわり、独自の認定を避けようとする裁判所の対応とが矛盾している。因果関係の推定条件を明確に設けることによつて、判例実務における推定の濫用及び不用を防止でき、法律実施の統一を確保できる。

製造物責任において、欠陥と因果関係との間に密接な関連性が存在する場合が多い。そのため、判例実務では、

因果関係の認定は欠陥の認定と結び付けられ、両者の証明が同時に行われることも多い。アメリカ「第三次不法行為法リストメント」三条は、欠陥の推定条件として「損害は通常、製品の欠陥の結果として生じる種類の損害であったこと」及び「事故がもっぱら製品の販売または供給の時点で存在していた欠陥以外の原因で生じるものではなかつたこと」を挙げており、このような条件が揃えば、因果関係の存在を推定することができるはずである。

日本の製造物責任立法提案の中に、欠陥の推定条件として、製品が「適正に使用」されたこと、「その使用により損害が生じた」とこと及び「その損害が適正な使用により通常生じうべき性質のものでない」とことを挙げる一方、因果関係の推定条件として、「⁽²⁾製造物に欠陥が存する」とこと及び「その欠陥によつて生じうべき損害と同一の損害が発生」することを設けており、欠陥の推定と因果関係の推定との関連性を明らかに示している。日本の製造物責任に関する立法提案のほとんどが欠陥及び因果関係の両方について推定規定を設けたのもこのためである。

製品の使用により損害事故が発生した場合、製品の欠陥以外に、消費者の誤使用や第三者の行為または不可抗力などさまざまな要素が事故の原因として考えられるため、直ちに欠陥と損害との間の因果関係を推定することはできない。しかし、製品に欠陥が存在し、しかもその欠陥によつて生じうべき損害が実際に発生した損害と一致する場合、その欠陥が損害の原因である確率は極めて高いと考えられるため、これを因果関係の推定条件とすることは合理的であろう。

注

- (1) 「統一製造物責任モデル法」一〇四条では、製品の製造上の欠陥、設計上の欠陥、警告上の欠陥以外に「製品が販売者の明示担保に合致しないことによつて生じた不合理的な危険性」も含まれる。第三次不法行為法リストメント第二条における

欠陥定義には明示担保の違反が含まれていない。

- (2) 「EC指令」の解釈について、EC指令の起草段階に立法作業に携わったタシュナ教授の解説に基づく浦川道太郎の注釈を参照。資料の出所は小林秀之編『新製造物責任法大系I（海外編）』（弘文堂、一九九八）三〇一頁。日本の立法解釈について、升田純『詳解製造物責任法』（商事法務研究会、一九九七）四二六頁。
- (3) 李培伝「中華人民共和国品質量法私義」（北京燕山出版社、一九九三）一〇三頁、張新宝「中国侵權行為法」（中国社会科學出版社、一九九五）三〇九頁、朱克鵬ほか「論我国產品責任的構成要件及其完善」『深セン大学学報』一九九五年四号四三頁。
- (4) アメリカ「統一製造物責任モデル法」一〇四条A。
- (5) 例えば、業務用冷蔵庫に間違った部品が組み込まれたために、モーターが壊れ、被害者が感電死した事件では、裁判所は事故の原因を製造上のミスによるものと断定し、販売者に損害賠償を命じた。張思明ほか「品質量法一百案例精析」（中国政法大学出版社、一九九四）一〇一頁。
- (6) J. W. Wade, Strict Tort Liability of Manufacturers, 19 Southwestern L.J., 13 et seq. (1965).
- (7) Barker v. Lull Engineering Co., 20 Cal.3d 413, 573 P.2d 443, 143 Cal. Rptr. (1978).
- (8) 通商産業省政策局消費者経済課編「製造物責任法の解説」（通商産業調査会、一九九四）七六頁。
- (9) 劉文奇「產品責任法律制度比較研究」（法律出版社、一九九七）一三九頁。張新宝・前掲注(3)中国侵權行為法三〇八頁。
- (10) 朱克鵬ほか・前掲注(3)深セン大学学報四三頁。
- (11) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法規司編『品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、一九九四）七一頁。
- (12) 四〇一「A条注釈」は「不相当な危険」について、「その製品の性質に関する通常の知識を有する通常の消費者と

しての買主が予期する以上に危険な場合をいう」と定義している。

(13) 「中華人民共和国消費者保護法」七条は「消費者は商品を購入もしくは使用し又はサービスを受ける場合には、人身および財産の安全が損なわれない権利を有する。消費者は、事業者の提供する商品およびサービスが人身および財産の安全の保障に係わる要求に適合するように要求する権利を有する」と定めている。

(14) 「中華人民共和国品質質量法」一五条五項は「不適当な使用により、產品自体の毀損または人の生命、身体、財産の安全に危害を及ぼすおそれのある產品について、警告標識あるいは中国語の警告説明を付すこと」を製造者の義務と定めている。「中華人民共和国消費者保護法」一八条は「事業者は・人の身体、財産の安全に被害を及ぼすおそれのある商品またはサービスについて、消費者に眞実の説明及び明確な警告をしなければならず、また、その商品の正確な使用方法又はサービスの受け方及び被害防止の方法を説明又は表示しなければならない」と警告義務規定を明確に設けている。

(15) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(1)実用指南七一頁。

(16) アメリカ「統一製造物責任モデル法」一〇四条C。

(17) 資料の出所は楊李ほか「生産者、經營者、消費者權益法律保護案例精析」（中国政法大学出版社、一九九六）八三頁。

(18) アメリカ「統一製造物責任モデル法」一〇四条D。

(19) 「中華人民共和国品質質量法」四四条、「中華人民共和国消費者保護法」一九条、二二条、四九条、「中華人民共和国広告法」

四条、「中華人民共和国不正競争防止法」九条。

(20) 「中華人民共和国消費者保護法」二二条。

(21) 「中華人民共和国品質質量法」一四条は「產品の品質は、製品又はその包装に明記されている產品品質規準に適合しなければならず、產品に関する説明や实物見本などの方式によって表示された品質にも適合しなければならない」と定めている。

(22) 「中華人民共和国品質質量法」二八条。

- (23) 「中華人民共和国消費者保護法」四九条は「事業者が商品又はサービスの提供において詐欺行為があつた場合は、消費者の要求に基づいて、その受けた損失の倍額を賠償しなければならず、賠償額は商品の代金またはサービス料金の二倍とする」と定めている。
- (24) 涂昌波「我国立法中的產品瑕疵担保責任規定」『中央政法管理幹部学院学報』一九九六年三号四五頁。
- (25) 王淑煥「產品責任法教程」(中国政法大学出版社、一九九三)七五頁。
- (26) Learned Hand 判事が説明した Learned Hand Formula について、森島昭夫「損害賠償責任ルールに関するカラブレイジ理論」「我妻榮追悼論文集・私法学の新たな展開」(有斐閣、一九七五)四一二頁以下参照。
- (27) アメリカでは、多くの判例は懲罰的損害賠償を認めており、「統一製造物責任モデル法」一一〇条も懲罰的な損害賠償を認めている。高額な懲罰賠償金が責任保険の危機の原因といわれたため、「一九九六年製造物責任改革法」一〇八条では、懲罰的な損害賠償金の適用の条件及び、賠償金額に対する制限が加えられた。
- (28) 厳格責任における技術水準の抗弁について、アメリカの判例が分かれている。Beshada v. Johns-Manville Products Corp., 90 N.J.191, 447 A.2d 539 (1982). 事件において、ニュージャージー州最高裁はアスベスト製造者の技術水準の抗弁が厳格責任の免除事由にならないと判じたが、Feldman v. Ledetle laboratories, 97 N.J.429, 479 A.2d 374 (1984). 事件において、同じ裁判所は厳格責任における技術水準の抗弁を認め、方向の転換を示した。
- (29) 詳細について、安田総合研究所「製造物責任法」(有斐閣、一九八九)一〇九頁参照。
- (30) 小林秀之ほか「製造物責任法の国際的展開・ヨーロッパ」・加藤雅信編「製造物責任法総覧」(商事法務研究会、一九九四)二八一頁。
- (31) 森島昭夫「欠陥」経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「製造物責任法の論点」(商事法務研究会、一九九二)四〇頁。
- (32) 通商産業省産業政策局消費者経済課編・前掲注(8)製造物責任の解説七六頁。

中国製造物責任の研究（四）（洪）

- (33) 例えば、北陸スモン事件や福岡スモン事件において、製造者に「広汎かつ最高度の注意義務」が課せられ、予見可能性について推定規定が適用された。
- (34) 平井宣雄「損害賠償法の理論」（東京大学出版会、一九七二）四〇二頁。
- (35) 森島昭夫「製造物責任における欠陥概念」『名古屋大学法政論集』一四二号一九四頁。
- (36) 平野裕之「従来の日本における製造物責任法理」小林秀之編『新製造物責任法大系II（日本編）』（弘文堂、一九九八）七二頁、五九頁。
- (37) 伊藤進「製造物責任・消費者保護法制論」（信山社、一九九八）二七三頁。
- (38) 倭柔ほか「民法原理」（法律出版社、一九八三）二四四頁、李由義ほか「民法学」（北京大学出版社、一九八八）五八九頁。
- (39) 孔祥俊「民商法新問題与判解研究」（人民法院出版社、一九九六）二二五頁、王利明「侵權行為法帰責原則研究」（中国政法大学出版社、一九九二）一四四頁。
- (40) 王利明「民法新論」（中国政法大学出版社、一九八八）四六九頁。
- (41) 本論文第二章第三節を参照されたい。
- (42) その性質について立法者及び大多数の学者は無過失責任であることを認めていた。国家技術監督局政策法規司編『中華人民共和国品質量法講座』（世界図書出版公司、一九九三）一五一頁、田衛紅ほか「中国產品責任法体系初探」『安徽大学学報』一九九五年一号五九頁。
- (43) 劉文奇・前掲注(9)產品責任法律制度比較研究一二九頁、付翠英ほか「產品責任帰責原則探析」『法学研究』一九九五年增刊第一号二三三頁。
- (44) 劉文奇・前掲注(9)產品責任法律制度比較研究一二九頁。
- 董景春訴四平專用自動車物資經營公社製品欠陥損害賠償事件について、二審裁判所は「產品質量が不合格ということは生產

- 者あるいは販売者が製品の品質に関する法定の義務を違反した証であり、過失である」と判決理由を述べている。最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九六年四号五八頁。
- (46) アメリカ判例法では、寄与過失と比較過失が採用されているが、第一次不法行為法リストメントA条注釈nは、被害者側の過失による厳格責任の免責を否定している。
- (47) 部分的因果関係について、浜上則雄「現代共同不法行為の研究」(信山社、一九九三)四二〇頁参照。
- (48) 日本P.L.立法研究会の「立法提案・製造物責任法」第四条。
- (49) 第二次不法行為法リストメント四〇二A条注釈g。
- (50) 「第三次不法行為法リストメント」三条。
- (51) 「統一製造物責任モデル法」一〇八条B。
- (52) 小林秀之編・前掲注(2)新製造物責任法大系・海外編三二六頁。
- (53) 加賀山茂「製造物責任と民法改正」『阪大法学』四〇巻三・四号二二六一頁。
- (54) 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」五条。私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」五条。東京弁護士会「製造物責任法試案」五条。
- (55) 升田純・前掲注(2)詳解製造物責任法四四四頁。
- (56) 產品質量法草案審議の状況について、全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(1)実用指南一〇六頁参照。
- (57) 全国人大常委会法制工作委员会経済法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(1)実用指南五九頁。
- (58) 王淑煥・前掲注(2)產品責任法教程一二二二頁、張新宝・前掲注(3)侵權行為法三二五頁。
- 塗昌波「產品責任の法律界定」「上海法学」一九九五年二号一九頁、馬健忠「談談產品質量法的若干問題」「法院工作研究」

一九九五年一二三号一五頁。

(60) 最高人民法院應用法學研究所編『人民法院案例選』一九九六年二号一〇六頁。

(61) 『中國技術監督雜誌』一九九七年四号二三頁。

(62) 『最高人民法院公報』一九九七年二号六八頁。

(63) 喻敏「判例評釈・舒易平訴藍劍集團公司產品責任損害賠償事件」『判例と研究』一九九六年三号三四頁。

(64) 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」五条の一、東京弁護士会「製造物責任法試案」五条、日弁連「製造物責任法要綱」五条の二など。

(65) 「統一製造物責任モデル法」一〇四条。

(66) 私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」六条、東京弁護士会「製造物責任法試案」六条、社会党「製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案」六条など。

(67) 升田純・前掲注(2)詳解製造物責任法八三〇頁。

(68) 僧柔ほか『民法概論』(中国人民大学出版社、一九八二)三〇八頁、王利明・前掲注⁴⁰民法新論四六五頁、唐德華編『民法教程』(法律出版社、一九八七)四四四頁。

(69) 梁慧星『民法学説判例与立法研究』(中国政法大学出版社、一九九三)二七八頁、劉心穩ほか『中国民法学研究評論』(中国政法大学、一九九六)六三七頁。

(70) 化学工場の機械が落雷によって破壊され、大量のCl₂気体が漏れた。被害者はその気体を吸入したため気管支喘息に罹ったという事件で、裁判所は疫学的な因果関係に基づいて工場の賠償責任を認めた。劉士国「論侵权責任中的因果關係」「法學研究」一九九二年二号四九頁。

(71) 梁慧星・前掲注(69)立法研究一七五頁以下。

論 説

- (72) 王家福主編『中国民法学・民法債権』(法律出版社、一九九二)四七七頁。
- (73) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(11)実用指南五九頁。
- (74) 曹建明「国際產品責任概説」(上海社会科学出版社、一九八八)四六頁、趙紅英『產品質量法的理論與實務』(北京出版社、一九九五)八七頁。
- (75) 王利明『民法・侵權行為法』(中国人民大学出版社、一九九三)四三〇頁、劉文奇・前掲注(9)產品責任法律制度比較研究一三三頁。
- (76) 王家福編・前掲注(72)民法債権五六〇頁。張新宝・前掲注(3)中国侵權行為法三一五頁。
- (77) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九六年四号六四頁。
- (78) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』一九九七年一号一八三頁。
- (79) 松下電器テレビ発火事件では、テレビの発火が火災の原因と事実上推定された。大阪地判平成六年三月二九日判時一四九三号二九九頁。
- (80) 例えば、一連のスモン事件では、疫学的な手法による因果関係の証明が認められた。
- (81) 曹建明・前掲注(74)產品責任概説四六頁、趙紅英・前掲注(74)理論与実務八七頁。
- (82) 「製造物責任法要綱試案」五条、六条。